

# MUFG BK 中国月報

三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

2026年6・7月号(第243号)

読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

- **米中 AI 競争 オープンモデルで存在感を高める中国の AI**  
三菱総合研究所 政策・経済センター  
主任研究員 綿谷謙吾…………… 1
  
- **2026年から実施される第15次五カ年計画における外資政策**  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介…………… 5
  
- **中東情勢の不安定化は中国にインフレをもたらすか**  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部  
副主任研究員 丸山健太…………… 12
  
- **中国の日系企業における購買不正事例の紹介**  
Grant Thornton 致同会計師事務所 日本事業部  
パートナー 汪屹  
ディレクター 薛冰  
シニアマネージャー 陳思灿…………… 15
  
- **日系企業のための中国法令・政策の動き**  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介…………… 20
  
- **主要経済指標の推移**  
三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部…………… 25
  
- **MUFG 中国ビジネス・ネットワーク**

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



## 米中 AI 競争 オープンモデルで存在感を高める中国の AI

三菱総合研究所  
政策・経済センター  
主任研究員 綿谷謙吾

### 着実に力をつける中国の生成 AI

中国の生成 AI（人工知能）の性能向上が進んでいる。2025年1月に DeepSeek が低コストで高い性能の生成 AI モデル「DeepSeek-R1」を公表し、世界に大きな衝撃を与えた。最先端の生成 AI モデル開発は、OpenAI や Google、Anthropic 等の米国企業が依然としてリードしているが、DeepSeek の登場以降、中国企業の AI モデルも着実に進化している。Artificial Analysis が算出する生成 AI モデルの性能スコアを見ると、中国と米国の AI モデルの性能差は縮小している（図表 1）。

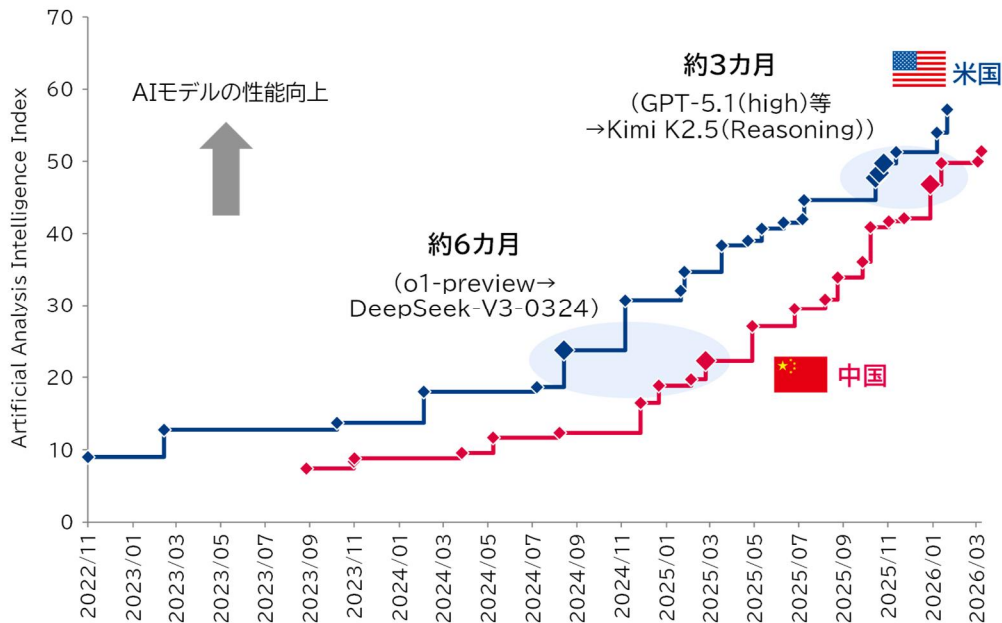
さらに、米国の最新モデルに追いつく期間も短縮している。例えば、2025年3月にリリースされた中国の DeepSeek-V3-0324 は、米国の OpenAI が 2024年9月にリリースした推論モデル(o1-preview) と同等の性能に追いつくまでに、約6カ月を要した。一方、OpenAI 等の主要3社が2025年11月前後に最新モデルをリリースした際には、中国の Kimi AI が約3カ月後の2026年1月に、米国の先端モデルに近い性能水準の「Kimi K2.5」をリリースしている。中国の AI モデルは、中国の法規制<sup>注1</sup>に準拠していることや、開発手法にいくつかの疑念<sup>注2</sup>があるものの、中国 AI 企業は着実に力をつけている。

**注1** 例えば、2023年に施行された「生成 AI サービス管理暫定弁法（生成式人工智能服务管理暂行办法）がある。

**注2** 例えば Anthropic は、同社が開発した AI モデル Claude に対して、中国企業の DeepSeek、Moonshot AI、MiniMax の3社が大量の質問を送り、その回答を収集して各社の AI モデルの学習に利用していたと指摘している。

<https://www.anthropic.com/news/detecting-and-preventing-distillation-attacks>

【図表1 米中の生成 AI モデルの性能比較】



注：2026年4月10日時点。縦軸の Artificial Analysis Intelligence Index は、10種類の AI 性能評価スコアを基に算出されたもの。数値が高いほど、生成 AI モデルの性能が高いことを意味する。

出典：Artificial Analysis 資料を基に三菱総合研究所作成

### 「オープン」を強みに利用が拡大する中国 AI

中国の生成 AI は、性能向上に加え、「オープン性」を特徴として、開発者コミュニティでの利用も拡大している。OpenAI の ChatGPT に代表される米国の最先端の AI は、モデルの中身を公表しない「クローズド型」が中心である。一方で、DeepSeek や Alibaba (代表的なモデルは Qwen) が提供する AI モデルは「オープンウエート型」である。オープンウエート型は、モデルの詳細が公開されているため、ユーザーがカスタマイズして利用でき、低コストで運用できる特徴がある。そのため、生成 AI を開発する企業等での利用が進んでいる。

米国の The ATOM Project が AI 開発者のコミュニティである Hugging Face の利用データを基に集計したところ<sup>注3</sup>、Alibaba の生成 AI モデルである Qwen シリーズの累積ダウンロード数は、Hugging Face ベースの集計では 2025年9月に Meta のオープンウエートモデルである Llama シリーズを逆転した (図表2)。Meta は、2025年4月に Llama の最新モデルのリリース以降、開発方針を変更注4している。米国のオープンウエート型の開発を主導してきた Meta の戦略転換が、中国製オープンモデルの相対的な存在感を高めた可能性がある。

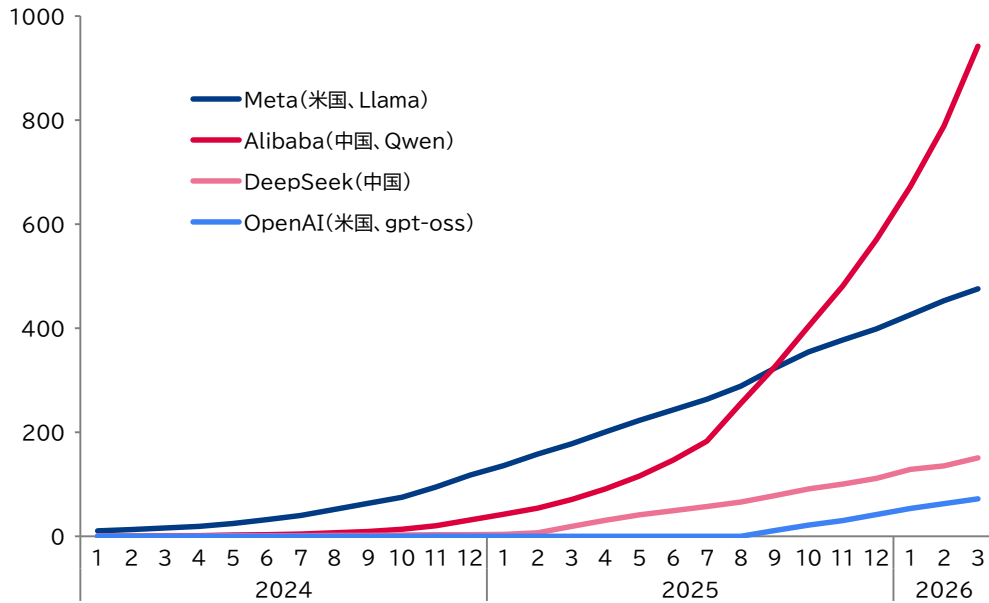
**注3** Hugging Face 上でのダウンロード数であり、すべての市場をカバーしているわけではない点には留意が必要。ただし、Hugging Face は世界の AI 開発コミュニティの主要なプラットフォームの1つであり、開発者や研究者の利用動向を示すデータではある。

**注4** Meta は 2026年4月に新たな基盤モデル Muse Spark を公開した。Meta のリリースによると、同モデルは Llama と異なり現時点では、同社が提供するサービスやパートナー企業への提供となる。将来的には、後続モデルのオープンソース化も検討するとしている。

<https://about.fb.com/news/2026/04/introducing-muse-spark-meta-superintelligence-labs/>

【図表2 主要なオープンウェイトモデルの累積ダウンロード数】

(累積ダウンロード数、100万)



出典：The ATOM Project 資料を基に三菱総合研究所作成

### 第15次5カ年計画でも重視されるAI 米中のAI技術覇権争いは継続

こうした民間企業のモデル開発・普及を下支えするのが、中国政府の支援である。2026年3月開催の第14期全国人民代表大会で公表された「中华人民共和国国民经济和社会发展第十五个五年规划纲要（第15次5カ年計画綱要）」でも、AIは重点施策の1つになっている。同計画では、デジタル中国の建設に向け、2025年8月に公表した「AI+」の取り組みを深化させる方針が示された。AI+で示された、科学技術（AI for Science）や産業等でのAI活用だけでなく、AI競争力を左右する半導体の内製化や計算基盤の整備、AIモデルの開発支援も重点分野となっている。例えば、世界的にデータセンター投資の拡大が進む中で、中国では以前から「東数西算」<sup>注5</sup>の方針の下、計算基盤を整備してきた。生成AIの開発では、豊富な計算資源が必要であり、今後は大規模計算クラスターを整備する方針である。また、ヒューマノイドロボットとの関連で注目されるエンボディドAI（具身智能）<sup>注6</sup>も注力分野となっており、AIの社会実装を後押しする方針である。

**注5** 東数西算とは、上海や北京等データ発生地である東部ではリアルタイム処理が必要なデータを、リアルタイム性がないデータは脱炭素電源が豊富な内陸部（西部）で処理することで、東部と西部のデータセンターを分散立地させるもの。

**注6** エンボディドAIは、物理法則・空間等を学習したAIが、ヒューマノイドロボット等の物理的なデバイスを動作させ、タスクを実行するもの。日本では「フィジカルAI」と呼ばれることが多いが、中国の政策文書等ではエンボディドAIが使用されている。

【図表3 第15次5カ年計画綱要におけるAI関連の記載】

AI活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術分野、産業、生活と福祉等を向上させるためにAIを活用</li> </ul>	中国のAI開発力を左右
AIモデル	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的なAI(学習及び推論)開発研究の加速</li> <li>マルチモーダル、AIエージェント、エンボディドAI等の開発</li> <li>汎用的な大規模モデルと特化モデルの開発</li> </ul>	
データ基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家主導でのデータインフラの構築・運用</li> <li>エネルギーや交通、製造、教育、金融などの各産業で高品質なデータセットの構築</li> </ul>	
データセンター等の計算基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI開発を支える大規模計算クラスターの構築</li> <li>低遅延要請に対応したクラウド・エッジデータセンター連携</li> <li>グリーン電力と計算力の協調配置</li> </ul>	

出典：「第15次5カ年計画綱要」を基に三菱総合研究所作成

AIの技術覇権争いで、米中のどちらが勝者となるかはわからない。米国はビッグテックの資金力を背景に、クローズド型の最先端モデル開発を主導している。一方、中国は米国のAIモデルとの性能差を縮めつつ、オープンウェイト型を軸に利用の裾野を広げている。AIは、性能そのものに加え、開発者が使いやすいか、周辺ツールや派生モデルが広がるかといったエコシステム競争も重要になる。このような構図を踏まえると、デジタル分野の過去の勝敗が示す含意は小さくない。

デジタル分野の歴史を振り返ると、パソコンのOSではクローズドなMicrosoftのWindowsが多数のPCメーカーに採用され、主にビジネス用途を中心に利用を拡大してきた。これに伴い、Windows対応の業務用ソフトウェアの開発・提供も進み、ネットワーク効果が働くことで市場を獲得した。一方、スマートフォンのOSでは、Appleに対抗する多くの端末メーカーが登場する中、Googleはオープンソース版を基盤とするAndroidを無償または低コストで提供した。これにより、Androidは先進国だけでなく新興国にも急速に普及し、アプリ開発や多様な端末メーカーによる供給拡大を通じてネットワーク効果を生み、高い市場シェアの獲得につながった。

現在のAIを巡る競争にも、こうした構図と重なる面がある。今後、AIはロボットやドローン等、多様なデバイスに搭載され、社会実装が進む。この過程では、AIモデル開発企業に限らず、様々な企業の参入が進むと見込まれる。性能面では米国が優位を維持しているが、AIの社会実装ではオープンで低コストな中国製AIが優位性を発揮する可能性がある。

(執筆者連絡先)  
 三菱総合研究所 綿谷 謙吾  
 E-mail: pecmacro@ml.mri.co.jp ホームページ: <https://www.mri.co.jp/>

## 2026年から実施される第15次五カ年計画における外資政策

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
国際アドバイザー事業部  
シニアアドバイザー 池上隆介

2025年の中国への直接投資は、2023年から始まった減少傾向に歯止めがかかったようである。こうした中で、2025年の外資導入に関する政策の実施状況、また、2026年から実施される「国民経済・社会発展第15次五カ年計画」（以下「第15次五カ年計画」）における外資導入方針がどのようなものか概観する。

### 2025年の中国の直接投資受入と外資政策の実施状況

2025年の中国の直接投資受入額は、商務部の統計によると、約7,477億元（外資実行額）で前年比9.5%減少した。2023年から3年連続の減少となったが、減少幅は2024年の前年比27.1%から縮小した。一方、国家外貨管理局の国際収支統計では、2025年の対内直接投資での資金流入額は800億ドル（資金流入額と資金流出額を相殺したネット金額）で、2024年の426億ドルから+88.8%の大幅増加となり、2022年から2024年までの連続減少から増加に転じている<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 当初の2024年国際収支統計では、対内直接投資の資金流入額は186億ドルとされていたが、後に修正された。

2025年の直接投資受入額が減少幅を縮小し、あるいは増加に転じたのは、数年来中国政府が実施してきた、外資誘致政策と外資誘致活動の取り組みによるところが大きいと思われる。特に2025年は、中国政府が「2025年外資安定化行動計画」を發布して様々な政策措置を打ち出し、中央・地方政府が活発な外資誘致活動を展開した<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 「2025年外資安定化行動計画」の概要については、本誌2025年6月号掲載「2025年の中国の外資政策」をご参照。

「2025年外資安定化行動計画」の実施状況に関しては、政府の発表は見当たらないが、これに記載される20項目の政策措置の多くはすでに実施中、または実施済みと見られる。2025年に發布された主な政策措置は、以下の通りである。

### 【2025年に発布済みの主な政策】※各項目の番号は、「2025年外資安定化行動計画」の項目番号

#### (2) 「市場参入ネガティブリスト」の改訂

・外資企業を含む全ての企業・個人について「投資・経営を禁止する事項」と「行政許可を条件とする事項」を記載した2025年版リストを發布（2025年4月）。2022年版リストの117項目（管理措置522項目）から106項目（管理措置489項目）に削減。

#### (3) 国家サービス業開放拡大総合試験事業モデルの最適化

・「サービス業開放拡大総合試験モデル推進加速計画」を發布（2025年4月）。試行地区を従来の11省市から20省市に拡大。通信・デジタル分野、医療・健康・介護、金融など、広範なサービス業の開放措置を試行。

### (6) “インベスト・チャイナ”（「投資中国」）ブランドの持続的創造

・商務部が「“インベスト・チャイナ”ブランド創造実施計画（2025）」を制定（2025年2月）。各種投資商談会・展示会の開催、世界各国・地域での投資誘致活動、国家級経済技術開発区や「国家サービス業開放拡大総合試行モデル」地区における外資プロジェクト誘致などの活動を展開。

### (7) 外資企業の国内再投資への支持拡大

・従来の国外投資者が外商投資企業の分配利益を国内で再投資した場合に適用される、源泉所得税の繰り延べとは別に、再投資額の10%を、国外投資者が取得した配当利子、ライセンス使用料にかかる源泉所得税から控除する措置を公告（2025年6月）。

・外商投資企業の国外投資者による分配利益の国内再投資と、外商投資企業による未処分利益の国内再投資に対する各種奨励措置を通知（2025年7月）。

### (8) 外商投資奨励産業の範囲拡大、「外商投資奨励産業目録」の改訂

・2025年版リストを公布（2025年12月）。全国規模で適用される項目と中西部地区で適用される項目を記載。2022年版の1,474項目から先進製造業と現代サービス業の項目を中心に1,679項目に大幅増加。

### (10) 多国籍企業による投資性会社の設立奨励

・各省市で地域本部設立奨励関連規定を改定、政府が認定活動を活発化。

### (14) 国家級開発区などの管理制度改革の強化

・商務部が国家級経済技術開発区の改革・開放関連の活動計画を発布・実施（2025年5月）。

### (15) 自由貿易試験区の引き上げ戦略の実施、海南自由貿易港での重要政策の実施加速

・国務院と関係部門が、自由貿易試験区での改革・開放試行措置の全国での実施を通知（2025年7月）、一部自由貿易試験区の機能別実施計画を承認。

・中国共産党中央委員会が、海南自由貿易港の全島における「封閉運営」（中国本土との貨物の移出入を「輸出入」とみなし、税関が管理すること）開始日を2025年12月17日に決定（2025年7月）。これに伴う関連規定を相次ぎ実施。

### (16) 重大・重点外資プロジェクトの実施推進

・国家発展改革委員会が第8次重大外資プロジェクトリストを発表。化学・自動車・機械などの製造業と新エネルギー車の研究開発センターの合計15項目、計画投資額は330億ドル（2025年1月）。

### (17) 政府調達における国産品の標準体系の確立

・「政府調達法」の国産品優先の規定に関連して、国務院が国産品の基準・条件を公示（2025年9月）。

出所：中華人民共和国 国家発展改革委員会、商務部発行「2025年外資安定化行動計画」および各種政策文書・法令から筆者作成。

以上の項目に関わる新しい政策措置の中で、外資へのインパクトが大きかったものとしては、「(7) 外資企業の国内再投資への支持拡大」に関する奨励措置と、「(17) 政府調達における国産品の標準体系の確立」に関する国産品の基準・条件の公示の2つが挙げられる。

「(7) 外資企業の国内再投資への支持拡大」の奨励措置としては、2017年から外商投資企業の国外投資者に対する配当利益について、源泉所得税の課税繰り延べ措置が実施されている。これに加え、2025年から新たに再投資額の税額控除が適用された<sup>3</sup>。また、外商投資企業の再投資プロジェクトに対する政府の個別支援、工業用地の優先提供、輸入生産設備について新規投資プロジェクトと同様の関税免除、行政手続きの簡素化、金融面での支援など、様々な優遇措置が適用された<sup>4</sup>。2025年に中国が受け入れた再投資額は明らかにされていないが、2024年の再投資額は直接投資受入総額の20%に達しており、2025年はさらに拡大したと見られる。

<sup>3</sup> 「国外投資者の分配利益による直接投資に対する税額控除政策に関する公告」(財政部・国家税務総局・商務部公告 2025年第2号、2025年6月27日公布、同年1月1日施行)。原文は国家税務総局の以下のサイトに掲載。

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5241515/content.html>

<sup>4</sup> 「国家発展改革委員会などの外商投資企業の国内再投資奨励の若干の措置を実施することに関する通知」(発改外資[2025]928号、2025年7月18日発布・実施)。原文は国家発展改革委員会の以下のサイトに掲載。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202507/t20250718\\_1399285.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202507/t20250718_1399285.html)

「(17) 政府調達における国産品の標準体系の確立」の関連措置は、政府が優先的に調達する国産品の基準・条件と優遇内容を通知したものである<sup>5</sup>。国産品の基準は、①中国内で生産されたものであること、②製品に使用される部品の、製品に対するコスト割合が規定の比率に達すること、③特定製品の重要部品・工程が要求に適合すること、とされている。このうち、②と③は政府関係部門が企業や業界団体から意見を聴取して制定し、実施に当たり3~5年の移行期間を設けるとされた。また、国産品に対する優遇として、入札などでのサプライヤーの見積価格から20%割り引いた価格で評価される。同一サプライヤーに国産品と非国産品の製品が含まれる場合、国産品の全製品に対するコスト割合が80%以上に達すれば、国産品と同様に見積価格から20%割り引いた価格で評価するとされた。

中国の政府調達市場の規模は、財政部の統計によると2024年で3兆3750億元(約71兆円)と巨大である。これに「国産品」として参入するための製造業への新たな投資、現地生産が加速していると見られる。

<sup>5</sup> 「国務院弁公庁の政府調達における国産品基準及び関連政策の実施に関する通知」(国弁発[2025]34号、2025年9月28日発布、2026年1月1日実施)。原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載。

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202509/content\\_7042999.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202509/content_7042999.htm)

一方、「2025年外資安定化行動計画」の20項目のうち、「(1) 通信、医療、教育などの分野における開放試行の拡大」、「(4) バイオ医薬分野の計画的開放推進」、「(11) 外国投資者の中国における買収投資の利便化」に関しては、2025年には新たな政策措置は打ち出されなかったようである。

## 2026年の外資政策

2026年の外資導入方針に関しては、2026年3月に開催された第14期全国人民代表大会（全人代）第4回会議における政府活動報告で、以下の通り「自主開放の積極的拡大」「双方向の投資協力の拡大」の2つの基本方針と、それぞれの実施方針が示されている<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 第14期全国人民代表大会第4回会議における「政府活動報告」。原文は「人民網」の以下のサイトに掲載。  
<http://lianghui.people.com.cn/2026/n1/2026/0313/c461827-40681711.html>

### 【2026年の外資導入方針】

#### 1. 自主開放の積極的拡大

- (1) サービス業を重点として、市場参入と開放を行う分野を拡大する。
  - ・付加価値通信、バイオ技術、外商独資医院などの分野で開放試行をさらに拡大する。
  - ・デジタル分野の開放を計画的に拡大する。
  - ・「越境サービス貿易ネガティブリスト」を縮小する。
  - ・「国家サービス業開放拡大総合モデル区」を建設する。
- (2) 多国（地域）間・二国（地域）間の貿易・投資協定の締結を推進する。
  - ・「デジタル経済連携協定」（DEPA）と「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（CPTPP）への加盟を積極的に推進する。
  - ・世界貿易機関（WTO）の組織改革に全面的に深く参与する。
- (3) 自由貿易試験区の配置と範囲を最適化し、海南自由貿易港の建設を着実に推進する。

#### 2. 双方向の投資協力の拡大

- (1) 外商投資促進体制メカニズムの改革を深化させ、外資企業に対する内国民待遇を保証する。
- (2) 新版の「外商投資奨励産業目録」を実施する。
- (3) 外資の国内再投資を促進し、現地化生産を拡大する。
- (4) 外資企業に対するサービス保証を強化し、“インベスト・チャイナ”の評価を高める。
- (5) 各種開発区・園区の規範化、高度化を進める。

出所：第14期全国人民代表大会第4回会議における「政府活動報告」を基に執筆者作成。

これらの実施方針はいずれも政府が以前から掲げているもので、「2025年外資安定化行動計画」の内容とも重なるが、2026年に特に注力する代表的なものと思われる。その中では「サービス業を重点として、市場参入と開放を行う分野を拡大する」という方針が目立つ。

サービス業の開放拡大は、「2025年外資安定化行動計画」でも筆頭に挙げられていた。しかし、2025年は「サービス業開放拡大総合試行モデル」地区での試行拡大や、「外商投資産業指導目録（2025年版）」へのサービス業関連項目の拡大といった措置が実施されたものの、サービス業の中で開放試行の重点分野とされる、通信・医療・教育などに関する政策の発布は見られなかった。こうした中で、2026年にどのようにサービス業の開放拡大を進めていくのかが注目される。

なお、具体的な政策措置としては、「2025年外資安定化行動計画」に記載されているものが引き続き実施されるものと思われる。

### 「自主開放」方針提起の背景、実施内容

第14期全人代第4回会議の政府活動報告では、「自主開放の積極的拡大」が外資導入の基本方針の1つとして提起されたが、2025年の同第3回会議の政府活動報告で使われた「自主開放の計画的拡大」という基本方針に比べ、より前向きな表現に変わっている。また、「自主開放の積極的拡大」は、同第4回会議で採択された2026～2030年の「国民経済・社会発展第15次五カ年計画要綱」（15五計画）でも対外開放に関する記述の筆頭に挙げられている。

ここで、「自主開放」という基本方針がどのような背景から生まれ、何を目指しているのかについて触れておきたい。中国共産党の理論誌、「求是」（電子版）に掲載された識者の論文によると、「自主開放とは、国際条約や国際的な承諾にとらわれることなく、自国の発展ニーズと世界との交流の必要性に基づき、各産業・分野の特性を考慮しながら、段階的に、範囲・階層ごとに積極的に開放していくことを指す」としている<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 「積極的な自主開放：どう見るか、どうするか」（山東省習近平新時代中国特設主義思想研究中心特別研究員、山東財経大学校長・洪俊杰）。原文は「求是」（電子版）の以下のサイトに掲載。  
<https://www.qstheory.cn/20251223/181720469c3c4d4baaad2e87765ce3fd/c.html>

同論文では、「自主開放」の方針を打ち出した背景について、①地球規模の変化に主体的に対応するための必然的な選択であること、②中国の現代化を加速するための、内在的な要件であること、③国際的な協力と競争で優位に立つための措置であること、④中国が経済のグローバル化の推進を担う責任ある大国であること、の4つを挙げている。

①の地球規模の変化とは、保護貿易主義や一方的主義の台頭、一部の国による中国への技術輸出や産業移転の制限などの不安定な状況のことをいう。中国は自主開放を積極的に拡大することで、多様な国際市場を開拓し、中国の経済発展の強靱性とリスク耐性を高められるとしている。

②の中国の現代化を加速するための要件とは、世界各国と大規模かつ広範な分野で、深いレベルの互恵的な協力関係を築き、共同発展を実現することであるという。

③の国際的な協力と競争で優位に立つための措置について、同論文では、近年の開放が関税引き下げや数量割当ての撤廃、貿易円滑化などといった“国境”上の措置から、知的財産権保護、産業補助金、環境基準、労働保護、政府調達、電子商取引、金融取引など、国内の経済活動に関連する“国境の内側”の制度的取り決めに重点が移っていることを指摘している。そして、これらに関わるハイレベルな国際経済・貿易ルールに準拠して自主開放を拡大していく必要があるとする。これにより、中国の新たなビジネスモデルや業態、技術、供給が育成され、新たな産業チェーン・サプライチェーンや、人材・データ・資本の国際的な協力と競争で優位に立つことができるとしている。

④の責任ある大国とは、中国が巨大な市場によって世界の需給を安定させている大国として、経済のグローバル化への逆風に対抗することをいう。また、WTOの発展途上国に対する「特別かつ差別的な待遇」の原則を堅持し、“一帯一路”の協力を通じて経済の国際循環を牽引し、後発開発途上国への一方的開放を拡大するため、自主開放を拡大するというものである。

同論文では、以上を踏まえて重点的に取り組むべき方針として、主に「高水準の国際貿易・経済協定への参加」「自由貿易試験区や自由貿易港での試行の拡大、サービス業の開放拡大」を挙げている。サービス業の開放拡大が必要な理由として、中国のサービス業開放の現状が国際ルールに整合していないこと、制度に起因するコストが高いこと、潜在力の活用が不十分なこと、国際競争力が不足していることであると述べている。

## 第15次五カ年計画における外資導入方針

自主開放の拡大方針に基づく具体的な政策措置としては、「中華人民共和国国民経済・社会発展第15次五カ年計画要綱」(以下「15五計画要綱」)に明確かつ詳細に記述されている<sup>8</sup>。「15五計画要綱」の対外開放に関する記述は、「自主開放の積極的拡大」「貿易・投資の質・レベル向上」「質の高い“一帯一路”の共同建設」「人類運命共同体の構築推進」の4章から構成されているが、このうち自主開放の積極的拡大に関しては以下の項目が記載されている。

<sup>8</sup> 原文は中央人民政府ポータル以下のサイトに掲載。

[https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202603/content\\_7062633.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202603/content_7062633.htm)

### 【「15五計画要綱」における「自主開放の積極的拡大」に関する方針】

#### 1.対外開放分野・地域の計画的拡大

(1) サービス業を重点とした市場参入と開放分野の拡大を行う。

- ・通信、インターネット、教育、文化、医療などの分野における開放拡大の計画的推進、付加価値通信・バイオテクノロジー・外資による医療機関などの開放試行の着実な実施
- ・サービス業開放拡大総合試行モデルの推進

・外資参入ネガティブリストの削減、ネガティブリストの改訂と開放試行の連動強化

(2) 国際金融市場との連結の着実・慎重な拡大を進める。

- ・適格外国人投資家制度の最適化、投資対象商品の範囲拡大、適格企業に対する国境を越えた双方向の直接融資の計画的促進、株式投資ファンドによる国境を越えた投資支援

(3) 効率的で便利・安全な人・資金の越境移動を促進する。

- ・ビザと居住許可の関連政策の最適化、入外国外人向けデジタルサービスの利便性向上
- ・人民元の国際化の促進、国際貿易・投資における人民元の利用拡大、資本項目の開放度向上、自己管理可能な人民元越境決済システムの構築、オフショア人民元市場の発展促進

(4) 高水準の経済・貿易協定による条件のある分野での開放措置の率先実施や、後発開発途上国と協力の可能性が高い貿易・経済パートナー国に対する、一方的開放の範囲・地域を拡大する。

#### 2.高水準の経済・貿易ルールとリンクした制度・監督管理システムの構築

(1) 高水準の開放と抜本的な改革との効率的な連携を促進する。

- ・重点分野における法改正、政策調整、基準改定の加速

(2) 知的財産保護の国際ルールへの整合を推進する。

- ・商標保護範囲の拡大の模索、著作権保護の仕組みの最適化、知的財産紛争解決の手段の拡大

(3) 重点製品に関する相互承認を促進する。

- ・エネルギー効率、水効率、カーボンフットプリントに関する規則・基準の国際的な相互承認の促進、企業による気候・環境情報の法的・自主的開示の推進

- (4) 国際慣行に沿った労働者保護メカニズムの検討・改善を行う。
- (5) 政府調達制度改革を加速させる。
- (6) WTOの「電子商取引に関する協定」「開発のための投資円滑化に関する協定」を率先的に試行する。

### 3.地域の開放配置の最適化

- (1) 高水準な海南自由貿易港の建設を推進する。
- (2) 自由貿易試験区の制度型開放試行を強化する。
- (3) 国家級新区・開発区の管理・運営モデルを革新する。
- (4) 総合保税区の転換・昇級を促進する。
- (5) 国境地域の開放試験区・産業協力園区・臨港産業園区・経済協力区などの建設を推進する。

出所：「15五計画要綱」を基に執筆者作成。

以上の方針を見ると、「自主開放の積極的拡大」は、対外開放に関わる規則や制度の整備・改革と改革の試行に主眼が置かれていることがわかる。一方、「貿易・投資の質・レベル向上」の章では、外資受入に関して、①投資環境の持続的改善と、外資に対するサービス保証の健全化、②外資の国内再投資の促進、③“インベスト・チャイナ”ブランドの確立、④外資による合併・買収、証券市場への投資ルートの拡大など外資導入方式の改善、といった外資誘致拡大に関わる方針が挙げられている。

2026年からスタートした第15次五カ年計画における中国の外資政策は、一言でいえば、高水準の国際経済・貿易ルールに沿った規則・制度への改革を加速しつつ、サービス業を重点として外資誘致拡大を図るものになると思われる。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

中東情勢の不安定化は中国にインフレをもたらすか

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 調査部  
 副主任研究員 丸山健太

中東情勢の不安定化で資源価格が上昇

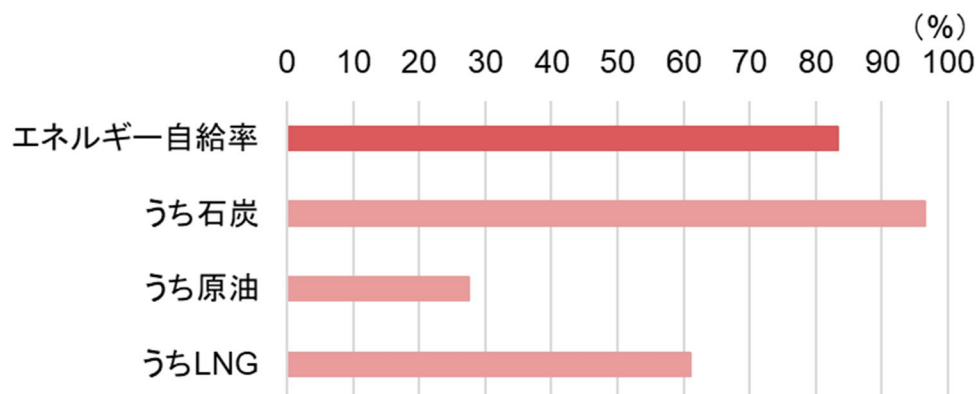
2026年2月28日、米国・イスラエルによるイランへの攻撃を契機に、中東情勢の緊張感が高まった。イランは報復措置として、海上輸送の要衝であるホルムズ海峡を事実上封鎖するとともに、周辺国の石油精製施設への攻撃に踏み切った。中東地域は世界の原油生産量の約3割を占め、また、ホルムズ海峡は世界の原油・液化天然ガス(LNG)貿易量の約2割に相当する原油・LNGが通過する重要な航路である。このため、中東情勢の不安定化を受け、原油やLNGの国際市況は急騰した。

さらに、原油・LNG価格の上昇は、プラスチック原料のナフサなど原油精製を通じて得られる各種原材料の価格押し上げにもつながった。また、石炭についても、今回の中東情勢による供給への直接的な影響はないが、発電用としてLNGからの転換需要の増加が意識され、国際価格が上昇した。

2026年4月上旬以降、米国・イスラエルとイランとの間で停戦が模索されていることなどから、中東情勢への警戒感は後退し、資源価格の上昇は一服した。しかし、情勢が不安定化する前の2月27日と比べると、中東産ドバイ原油のスポット価格は、5月上旬時点でも4割程度高い水準で推移している。

こうした状況下では、エネルギーを輸入に依存する国への影響が懸念されるが、中国も例外ではない。中国のエネルギー自給率は全体では約8割と高いものの、エネルギー源別にみると差が大きい(図表1)。エネルギー消費の5割を占める石炭は自給率がほぼ100%に達している一方、原油は3割弱、LNGは約6割にとどまっている。このため、国際的なエネルギー価格の上昇は、中国においても物価上昇圧力として作用する可能性がある。

【図表1 中国のエネルギー自給率(2023年)】



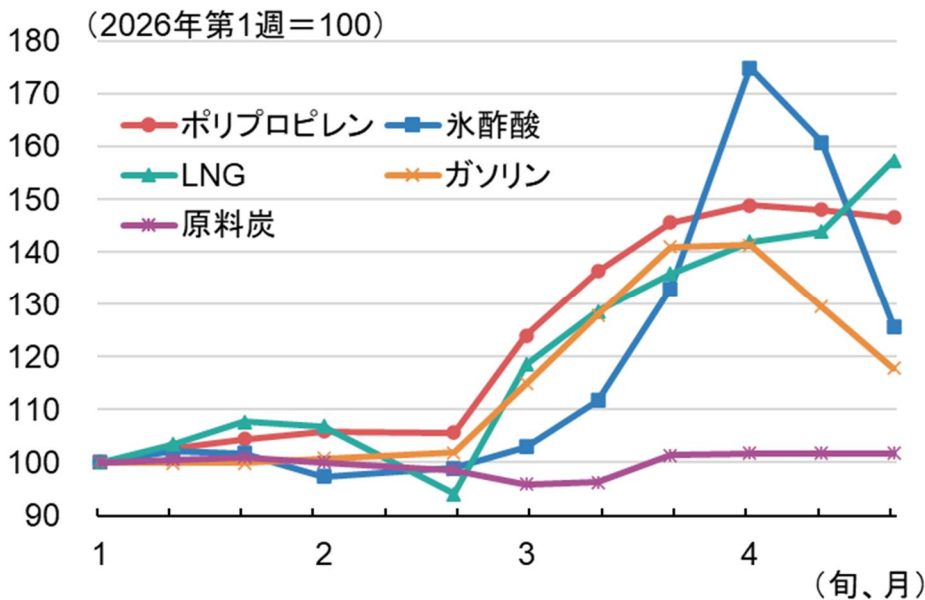
(出所) 国家統計局より三菱UFJリサーチ&コンサルティング(MURC)作成

**国内原材料価格は上昇、焦点は価格転嫁の行方**

毎旬公表される中国国内の素材価格によると、中東情勢が不安定化して以降、LNG やガソリンなどエネルギー価格の上昇が顕著である（図表2）。また、ポリプロピレンや氷酢酸、メタノールなど原油精製を通じて得られる石油化学製品の価格も大きく上昇している。なお、石炭については、国際市況は上昇しているものの、自給率が高く国際価格の影響を受けにくいいため、現時点では国内価格に目立った上昇はみられない。

このように、サプライチェーンの川上に位置する企業を中心に、調達コストの増加はすでに始まっている。今後は、これらのコスト増加が、サプライチェーンの川下や最終製品・サービスの価格にどの程度転嫁されるかが焦点となる。

**【図表2 中国国内の素材価格の推移】**



(出所) 国家統計局より MURC 作成

**足元の原材料価格の上昇はインフレの定着にはつながらない**

資源・エネルギー価格の上昇は本来、消費者物価を押し上げる圧力となる。ただし中国では、需給両面の構造的な制約から転嫁が進みにくく、インフレが定着する可能性は低いと考えられる。

需要面では、雇用・所得環境の弱さを背景に、消費者の価格上昇に対する受容力は高くない。都市部調査失業率は足元で5%台前半と大きく悪化してはいないものの、16~24歳の若年層では15%超の高水準で推移している。また、フードデリバリーなどのギグワーカー（インターネット上のプラットフォームを介して、単発・短時間の仕事をする人）が当局の発表で2億人に上るなど、相対的に所得水準の低い職に就かざるを得ない人も多い。こうした状況を反映し、中国人民銀行の「都市部預金者アンケート調査」では、直近の2025年第4四半期に、約7割の人が「収入は変わらない」、約2割が「減少した」と回答したほか、所得の用途として「より多くを貯蓄に回す」と回答した人の割合は2023年後半以降、6割超と高水準で推移している。

供給面では、「内巻」と呼ばれる企業間の過当競争が続いており、企業は市場シェア維持を優先し、販売価格の引き上げに踏み切りにくい。実際、製造業全体の売上高当期純利益率は2021年の7.07%をピークに年々低下し、2025年には5.31%となった。需要が弱い中、企業が価格転嫁を進めにくい状況にあることが、収益指標にも表れている。

さらに、中国政府は物価の安定を重視しており、エネルギー価格の統制や国有企業によるコスト吸収などを通じて、エネルギー価格の変動が消費者物価に波及するのを一定程度抑制している。中国では、ガソリンや軽油などの石油製品価格が政府の統制下にあり、原油の国際市況を反映させる形で10営業日ごとに価格見直しが行われているが、2026年3月後半以降、国際価格の変動を軽減する形で値上げ幅を一定程度抑制する措置が複数回講じられた。

### 中東情勢の混乱長期化で企業収益が下振れするリスクには要警戒

もともと、中東情勢の混乱が長期化し、資源・エネルギー価格の高止まりが続く場合には、販売価格への転嫁が進まない分のコスト負担が企業部門に滞留することが懸念される。

先述の売上高当期純利益率を業種別にみると、化学(2021年→2025年:9.84%→4.17%)や鉄鋼(同:4.72%→1.42%)の低下幅が特に大きかった。これらの業種は、生産過程における中間投入として石油製品由来の素材への依存度が高く、資源高局面では投入コストの増加が見込まれる。一方で、他業種と比べて競争環境が厳しく、販売価格への転嫁が難しいことから、収益の下押し圧力は相対的に強い。さらに、燃料・電力向けエネルギーや石油化学系原材料の価格上昇は、広範な業種のコストを押し上げるため、影響は川上の産業にとどまらず裾野が広い。このため、事態の長期化は、化学や鉄鋼などサプライチェーンの川上に位置する業種を中心に、企業部門全体の収益下振れを招く恐れがある。

こうした状況が続けば、需要が弱く競争も厳しいため、企業は値上げによる価格転嫁よりも先に、コスト削減や減産といった形で対応する可能性が高い。具体的には、賃金の抑制や雇用の調整、設備投資の手控えなどが考えられる。その結果、企業収益の下振れが、雇用・所得環境の一段の悪化や投資の停滞を通じて内需を下押しし、景気下振れリスクが高まる恐れがある。

以上を踏まえると、中東情勢の不安定化が短期的に中国に持続的なインフレをもたらす可能性は低い。ただし、混乱が長期化すれば企業収益が下押しされ、景気下振れリスクが高まる。こうしたリスクの顕在化によって、中国経済が本格的な長期停滞局面に入るのを防ぐため、政府には石油製品の公定価格の抑制にとどまらず、法人税の減免などを通じて企業のコスト負担を低減することが求められる。また、雇用・所得環境の改善を通じて家計の購買力を下支えし、内需底割れを避けるための施策も必要となろう。

(2026年5月8日執筆)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

## 中国の日系企業における購買不正事例の紹介

Grant Thornton 致同会計事務所  
日本事業部  
パートナー 汪屹  
ディレクター 薛冰  
シニアマネージャー 陳思灿

前回の記事『MUFG BK 中国月報 (2026年3月号)』では、中国の日系企業で多発する不正事例の深層分析を行った。今回はその続きとして、多発する不正事例の1つを紹介する。

本稿では、過去に行った調査、日系製造企業における経営幹部の購買関係者による不正事例に基づき、調査の全過程を3段階に分けて解説する。また、不正の手口およびその背景にある要因について詳細に検討する。

### 事例の背景

中国にある日系の製造企業（以下「甲社」という）は、主に機械設備部品の製造・販売を行っており、従業員数は約800名である。かつては業界内で安定した市場シェアを誇り、中国での事業展開は20年を超えていた。しかし、2020年以降、業界内の競争激化や原材料価格の高騰などの影響を受け、利益が3年連続で減少し、その年平均減少率は15%以上に達した。コスト削減策を推進したが、期待された効果があがらなかった。

2025年、甲社の内部通報窓口に、「購買部の担当者とサプライヤーとの間で、長期にわたり巨額かつ巧妙な利益供与が行われている」と指摘する匿名の内部通報メールが複数回にわたり届いた。通報の文面は強い口調のもので、個人的にも激しい感情が込められていたが、直接的な証拠の提供や具体的な関係者名への言及などはなかった。甲社の内部監査リソースは限られていたが、以下3つの理由から、本件は極めて深刻であると判断された。

- (1) 直接的な証拠がないとはいえ、通報者が連続してメールを送信していること
- (2) 迅速な対応が得られなかったとして、後に甲社の日本本社へ直接メールを送信していること
- (3) 会社の対応次第では今後さらなる証拠が提供される可能性があること

調査の専門性、網羅性、および独立性を確保するため、最終的に当社が甲社からの委託を受け、第三者の専門調査機関として、購買プロセスおよび経営幹部の職務遂行過程における異常事態を全面的に調査することとなった。

## 第1段階：初期評価とデータ収集

### 1. 通報者との初期接触

通報の背景と信憑性を初期段階で確認し、同時に手がかりを得てリスクレベルを評価するため、通報者と初期接触を行った。信頼関係を築くため、会社の公式システムは使用せず、通報者が指定した秘密チャネルを通じて電話で連絡を取り、以下の点を確認した。

- (1) 通報の動機と情報源（通報内容は自身の直接的な経験に基づくのか、間接的に知ったのか）
- (2) 即時的なリスクの有無（身の安全や証拠隠滅など）
- (3) 追加証拠の提供や調査協力への意向の有無

1回目の電話によるコミュニケーションで、相手はこれ以上の個人情報の開示は拒否したものの、追加証拠の提供や協力には応じる姿勢を示した。そして匿名の電話を通じ、不正の手口や詳細についてさらに説明し、大まかな不正金額の範囲を提示した。提供された詳細情報から、通報者は会社の購買プロセス、購買品目、サプライヤー選定などの内部機密情報に極めて精通していることが判明した。この初期接触を経た結果、通報者の通報意欲は強く、一定の信憑性があると判断した。

### 2. 初期スクリーニングと分析

入手した資料と通報者から提供された手がかりに基づき、まず甲社の「金銭・権限・物資」が集中する高リスク領域を以下のように整理した。

#### ・どの品目の購買において利益供与の余地が最も大きいのか

甲社の生産に不可欠で、単価が高く、仕様が複雑で、検収基準の運用に裁量の余地が大きい精密機械部品に焦点を当てた。具体的には、輸入型 A 部品、高精度 B 部品、カスタマイズ C 部品の 3 種類を重点的な調査対象とした。これら 3 種類の購買割合は約 60%を占めていた。

#### ・どのプロセスで人為的な操作が発生しやすいか

サプライヤーの登録、価格設定、決済プロセスに注目した。これらのプロセスの承認権限が誰にあるのかを確認し、今回の調査範囲に含めるべき重要人物を特定した。重要人物を特定した後、まずは匿名インタビューの形で購買担当者、製造現場の従業員、および退職した中核従業員と面談を行い、潜在的な手がかりを収集し、高リスク人物と不審なサプライヤーを洗い出した。

### 3. 証拠保全

重要人物と重要プロセスを特定した後、当社はまずフォレンジック（不正の証拠を収集・分析すること）、会計、データ分析、デジタル・フォレンジック（不正の立証のために行う、電磁的記録の解析）の専門家からなる特別調査チームを組成した。甲社の内部監査、財務、購買部門と連携し、サプライヤー登録関連資料、購買契約書、支払証憑、サプライヤーの各種ライセンス、経営幹部の職務遂行記録、財務諸表、システム操作ログなどの関連資料を全面的に収集した。同時に、特定された重要人物の業務用パソコンおよびメールデータに対し、デジタル・フォレンジックを用いた証拠保全を実施した。

## 第2段階：多角的なフォレンジック調査

### 1. ビッグデータ分析

専門的なデータ分析ツールを活用し、甲社の購買、財務、業務の全データを統合して異常警告ルールを設定し、購買価格の異常、支払サイクルの異常、サプライヤー間の関連性などの疑念事項を迅速に特定した。データ分析により、以下の疑点が浮上した。

(1) ある輸入メインスピンドル（主軸）サプライヤーのA社と、高精度ベアリングサプライヤーのB社について、2023年から2025年における平均納入価格を市場の平均価格と比較した。その結果、市場価格を平均20%以上も上回っており、合理的な価格設定の根拠がないことが判明した。

(2) 2023年に購買部で大規模な人事異動があり、現在の副総経理が就任した。それ以降、購買部での緊急購買が頻発し、その頻度は年々増加（年平均増加率10%以上）しており、前払金の割合も年々上昇していた。

(3) 2023年から2025年の間に、1週間に3社以上のサプライヤーが連続して登録される集中期間が複数存在したが、その他の期間における登録状況は集中していなかった。

(4) 複数のサプライヤーの設立時期が近く、住所や連絡先が重複しているケースが存在した。

上記の初期分析に基づき、さらに以下の調査を実施した。

### 2. バックグラウンド調査と実地調査

異常が見られた上記のサプライヤーに対して実地調査を行い、実際の経営状況を確認した。工商登記情報と人事部門が提供した従業員の家族情報を照合した結果、一部のサプライヤーの実質的支配者が甲社購買部副総経理の近親者であることが判明した。また、現地の観察によれば実際の生産能力はなく、不正を行うために設立されたペーパーカンパニーであると推測された。

### 3. 資料の照合検査

サプライヤー登録時の提出書類をチェックしたところ、提出された資料が実地調査で把握した実際の状況と一致しなかった。工場の写真、敷地面積、機械設備などは、実地調査の結果と大きく異なっていた。

### 4. デジタル・フォレンジック調査

特定したサプライヤー名に基づいてキーワードを設定し、購買部副総経理と主要サプライヤー間のメールのやり取りを特定した。その結果、以下の点が判明した。

(1) 「資格不適合」を理由に優良サプライヤーを排除する一方で、自身の関係先であるサプライヤーの登録時には入札書類の修正を支援し、そのサプライヤーに都合の良い条件設定を行っていた。

(2) 「WeChatでの送金」などの疑わしい文言があった。

(3) 本人の消費額および資産状況が収入に見合っていなかった。

(4) 複数回の銀行送金記録（5万～20万円）が発見され、支払側はサプライヤーA社およびB社、受取側は当該副総経理であった。

## 5. 財務分析

「購買サービス料」「市場調査費」などの名目で不透明な費用が発生しており、承認書類の証憑が著しく不足していることを確認した。

上記1.~5.で把握した証拠に基づき、段階的なインタビューを実施した。

(1) 当該副総経理の部下である購買担当者、および緊密に連携している財務責任者にインタビューを実施したところ、対象者は非常に緊張しており、質問に正常に回答できない状況であった。

(2) 当該上司および総経理へのインタビューの結果、購買に関する意思決定において当該副総経理の報告に依存しており、自ら交渉を行うことはないことが判明した。

(3) 購買部副総経理本人にインタビューを実施し、入手した証拠を提示した。

最終的に、確たる証拠を前にして副総経理は自身の不正行為を認め、財務部と購買担当者の協力の下で実行したと供述した。通報者の安全を確保するため、面談対象者には通報の事実などは一切開示しなかった。

データ分析や実地調査を通じ、デジタル・フォレンジック、財務分析、インタビュー、およびバックグラウンド調査などの総合的なフォレンジック調査手法を組み合わせることで、最終的に完全な証拠と不正のモデルを調査できた。

### 第3段階：調査結果の報告

全面的な調査の結果、甲社の購買担当副総経理は、5社の中核サプライヤーと癒着し、購買プロセスにおいて組織的な不正を行い、累計で300万元以上の資金を横領していたことが明らかになった。その手口は主に以下の3つに分類される。

#### 1. サプライヤー参入における不正—都合の良い条件設定による競争排除

職権を利用してサプライヤー参入審査を主導し、会社の制度を意図的に回避した。親族や友人が設立したペーパーカンパニー5社をリストに登録する一方で、優良なサプライヤーの参入を不当に除外していた。

#### 2. 購買価格設定における不正—水増し見積もりと差額の着服

これが今回の不正の中核である。5社のサプライヤーと事前に結託し、見積もり時に市場の公正価格に20~25%を上乗せして提示させた(例:甲社が購買する、ある中核部品の市場公正価格が1,500元/個であるところ、購買部副総経理とサプライヤーは1,800元/個で見積もりを取り決め、1個あたり300元を水増し)。水増し分は、副総経理とサプライヤーで「6:4」の割合で分配されていた。承認権限を利用して正規の相見積もりプロセスを回避し、部下には報告書を偽造させていた。

### 3. 前払金における不正—長期未納品による多額の資金占有

サプライヤーに資金支援を提供するため、副総経理は関連サプライヤーに対して多額の前払金を申請していたが、納品期日は度々延期され、現在に至るまで帳簿上には納品されていない多額の前払金が残っている。このように、前払金で関連サプライヤーへ長期的な資金支援を提供していた。さらに、調査の結果、購買部副総経理は不正のネットワークを強固にするため、購買担当者や財務部の決済担当者に「謝礼金(バックマージン)」を支払っていた。こうして利益共同体を形成することで、不正プロセス全体が円滑に進行し長期間発覚しない仕組みを構築していたことが判明した。

#### 事例から得られる示唆

購買における不正は日系企業だけではなく、多くの企業が抱えている問題である。購買不正の手口は秘密裏に行われており、また複数で共謀するという特徴もある。内部監査など社内の通常の検査手段では容易に発見できず、長期間において会社の利益を害し、社内文化にも悪影響を及ぼしていることが多い。

これを防ぐためには、購買管理制度、マニュアルを整備し、定期的にその運用状況をモニタリングする体制の構築が必要である。モニタリングの際は、通常の形式的検査ではなく、データ分析、仕入先現場調査、購入部品市場価格の把握、責任者だけでなくより多くの従業員へのヒアリング等、総合的な手段で運用状況を把握する。また、内部通報制度を完備し、不正の兆候がある場合、調査が可能となるような体制構築も必要となる。実務上は、定期的なモニタリング、ローテーション、定期的な在庫棚卸、不正に協力する仕入先への責任追及が有効な手段と思われる。

(執筆者連絡先)

太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社

中国デスク パートナー

王欣 (Wang Xin)

東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階

Tel : +81-70-2459-0723

E-mail: xin.wang@jp.gt.com

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2026年3月中旬から5月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[ 政策 ]

【外貨管理】

○「中国人民銀行、国家外貨管理局の『国内企業対外貸付管理弁法』の発布に関する通知」(銀発[2026] 63号、2026年3月13日発布・実施)

■原文(中国人民銀行 国家外匯管理局关于印发《境内企业境外放款管理办法》)は中国人民銀行の下記サイトをご参照。

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026032016195944841/index.html>

中国国内企業による資本関係のある国外企業への貸付に関する規則。従来も、中国人民銀行や国家外貨管理局の通知により、国外企業への貸付を行うことが認められていたが、条件・手続きが具体化、明確化された。本弁法の実施により、中国現地法人から親会社への貸付(いわゆる子親ローン)が実行しやすくなるものと思われる。

■本弁法には、外貨管理局への対外貸付登記の条件・手続き、貸付の限度額や資金の使用条件が規定されているが、主な内容は以下の通り。

・登記の条件：

- ①貸付人は設立後1年以上を経過しており、直近3年間に重大な法令違反がないこと。
- ②借入人は直近3年間に重大な法令違反がないこと。
- ③貸付人と借入人は直接的または間接的な資本関係にある、または同一の親会社が直接的または間接的に出資していること。
- ④貸付人の対外貸付残高が、限度額を超過していないこと(注：限度額は下記の通り)。
- ⑤同一の借入人による金額・残高が、借入人の経営状況に適合しており、資金用途は関連規定に合致していること(注：資金用途の関連規定は下記の通り)。
- ⑥貸付利息が商業的原則に合致していること。
- ⑦貸付機関が商業定原則に合致しており、原則として6カ月から5年以内に設定すること。
- ⑧貸付人の既存の貸付元本および利息が期日通りに回収されていること、また借入人に延滞がないこと(ロールオーバー登記を行った場合を除く)。

・対外貸付の限度額：貸付人の直近1期の監査済み純資産にマクロプルーデンス調節係数を乗じた金額を対外貸付限度額とし、対外貸付残高はその限度額を超えてはならない(注：マクロプルーデンス調節係数は現在、0.6とされている)。

・貸付資金の原資：貸付人は自己資金(自己が保有する人民元資金および外貨転資金、外貨資金)を貸付原資とし、個人の資金、貸付人自身の債務、調達資金を利用してはならな

	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の使途：対外貸付契約で定めた用途の範囲内で、以下の条件で使用しなければならない。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①国家の法律・法規およびマクロコントロールの要求に違反しないこと。</li> <li>②借入人の経営範囲外の支出に直接的または間接的に使用しないこと。</li> <li>③対外直接投資、証券投資などの管理政策を回避する目的に使用しないこと。</li> <li>④反マネーロンダリング（資金洗浄）法、金融機関によるマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策の監督・管理措置などの関連規定に違反しないこと。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対外貸付口座の管理：貸付人は、登記地の外貨管理局管内に所在する銀行で対外貸付専用口座を開設する。当該口座は複数の対外貸付に使用できる。</li> <li>・貸付資金の通貨：対外貸付登記を人民元建てとした場合は原則として人民元で、外貨建てとした場合は原則として外貨で、貸付・回収しなければならない。</li> <li>・ロールオーバーの条件：1つの対外貸付におけるロールオーバーは、原則として1回までとする。貸付人は、対外貸付期限の30日前までに登記地の外貨管理局でロールオーバー登記を行わなければならない。</li> </ul>
<b>【サービス業発展】</b>	
<p>○「国务院によるサービス業の能力拡大と質の向上に関する意見」（国発〔2026〕7号、2026年4月14日発布・実施）</p> <p>■原文（「国务院关于进一步推进服务业扩能提质的意见」）は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。</p> <p><a href="https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066483.htm">https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066483.htm</a></p>	
<p>政府によるサービス業の発展に関する今後の目標と方針。2030年の全体目標と個別の各サービス業種の発展方針を示している。</p> <p>■2030年までの全体目標は、「サービス業全体の規模を100兆元の大台に乗せ、より高い品質、より優れた構造で、より活力にあふれた発展パターンを基本的に形成し、より多くの“中国サービス”ブランドを育成し、サービス業の国際的な競争力、影響力をさらに高め、人々の利益獲得感を持続的に向上させる」ことと述べている（注：2025年のサービス業の全体規模は付加価値総額で約81兆元とされている）。</p> <p>個別の各サービス業種の発展方針については、「生産性サービス業」の15業種、「生活性サービス業」の9業種について、以下のように記載されている。</p> <p>1.生産性サービス業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発設計：工業設計のリーディングカンパニーを育成し、専門性と国際化のレベルを高める。</li> <li>・知的財産権：戦略的コンサルティング、特許審査サービスを発展させ、高付加価値の特許を選別する。</li> <li>・科学技術成果の産業転化：質の高いインキュベーターの発展に対する政策支援を強化し、新興産業と未来産業を対象としたインキュベーターを設立する。</li> <li>・試験・検査・認証：国際的に一流なレベルをベンチマークとして、試験・検査サービス能力を高め、試験・検査結果の国際相互認証を推進する。</li> </ul>	

- ・貨物輸送：複合一貫輸送システムを改善し、“単一船荷証券システム”、“単一コンテナシステム”の導入を促進する。
- ・卸売：大量取引商品の現物市場の合理的配置を改善し、先物市場との協調的發展を促進する。産業用消費財市場の取引形態を多様化し、集中調達と倉庫保管・配送などの統合サービスを検討する。
- ・ソフトウェア：“AI（人工知能）＋”活動を実施し、インテリジェントプログラミングツールの研究開発・利用を加速し、大規模調達モデルとインテリジェントエージェントサービスによる調達を支援する。
- ・情報伝達：第5世代移動通信システム（5G）の大規模応用と5G-Aの開発を促進し、第6世代移動通信システム（6G）技術の研究開発を強化する。
- ・データおよび情報技術：産業インターネット革新・開発プロジェクトの実施を深化させる。
- ・銀行・証券・保険：金融機関の企業に対する在庫・注文書・倉荷証券などの動産と権利を担保とした融資を行うよう指導する。早期技術、小規模企業、長期投資が必要な企業およびハードテクノロジー企業に投資する、ライフサイクル全体を網羅する資金調達システムを構築する。
- ・ファイナンスリース：直接リース、セール・アンド・リースバック、共同リースなどのサービスモデルを包括的に活用し、リース利用者に合わせたソリューションを提供するとともに、リース利用者の運営コストの削減を奨励する。
- ・省エネルギーと炭素排出削減：主要産業の省エネルギー診断を推進し、公共機関のエネルギーコスト管理サービスモデルを普及させる。
- ・リサイクルと再利用：グリーン・節約の理念を推進し、エネルギー効率の高い製品への更新・使用を奨励するとともに、強制廃棄基準に達している製品や安全技術基準を満たしていない製品を排除する。
- ・法務およびコンサルティングサービス：対外的な法務サービスを積極的に発展させ、国際的に一流のコンサルティングブランド、法律事務所を育成する。
- ・人的資源管理：“高精尖缺”（高度・精密・先端的人材の不足）の人材需要リストを作成し、専門技術人材向けの知識更新プロジェクトを継続的に実施する。

## 2.生活関連サービス業分野

- ・家事代行：統合サービスモデルを促進し、地域におけるサービスの範囲を拡大し、質や効率の向上を推進する。
- ・小売業：都市部・農村部における小売業の合理的で計画的な配置を促進し、小売業の革新・高度化プロジェクトを実施し、対象都市での“一店一策”（店舗ごとに異なる政策）による新たな消費シーンの創出を支援する。
- ・介護：県・郷・村の3層からなる高齢者介護サービスネットワークを改善し、地域の介護サービスの範囲を拡大し、在宅型介護をするための住居の改修（リフォーム）を奨励する。
- ・保育と幼児教育：包括的な保育、保育と幼稚園の統合サービスを発展させる。
- ・医療・健康：医療・保健機関による家庭医契約サービスの実施を支援する。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防医療：女性向けの予防医療と統合医療サービスを発展させ、子供や高齢者向けの医療サービスネットワークを改善する。</li> <li>・文化・観光：演芸・娯楽、ゲーム・アニメーション、オンライン文学などの健全で秩序ある発展を推進する。</li> <li>・スポーツ・健康：全国的なフィットネス活動を推進し、人々の健康と体力向上を図る。</li> <li>・宿泊・飲食：人々のニーズの変化に対応し、安全衛生基準の向上、新たなサービスモデルの拡充などにより、新しい宿泊形態を開発する。</li> </ul>
<p><b>【サービス業発展】</b></p>	
<p>○「国务院弁公庁の税関総署『総合保税区の機能拡大と高度化に関する若干の措置』の転送・発布の通知」（国弁函〔2026〕40号、2026年4月14日発布・実施）</p> <p>■原文（「国务院办公厅转发海关总署《关于促进综合保税区扩能提质的若干措施》的通知」）は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。</p> <p><a href="https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066113.htm">https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066113.htm</a></p>	
	<p>中国の各種保税区域（税関特別監督管理区域）の中で、中心的地位を占める総合保税区の発展に関する税関の措置を通知したもの。総合保税区については、政府が以前から機能向上・高度化の方針を示しているが、これに基づく措置とみられる（注：総合保税区は、以前の保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税港区の機能を統合したもので、2026年現在、全国31省・自治区・直轄市に168カ所設置されている）。</p> <p>■この文書では、総合保税区で許可される業務、産業チェーンのサプライチェーンの強靱性・安全性確保に関する措置、国内外市場における共同発展に関する措置、税関の監督管理に関する措置といった合計24項目が挙げられている。その中で、企業の業務に関係する措置は主に以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保税修理：国内で加工・製造された輸出製品とその部品を国内から総合保税区内（以下、区内という）に搬入し、修理後に国外に搬出することを許可する。この場合、「総合保税区修理製品目録」および「輸入制限中古機械・電気製品目録」の制限を受けない。また、区内で保税修理した完成品の直接搬出を目的とした区内における生産・加工を許可する（注：保税区域と国外との貨物の出入りは、通関手続きを経ないことから「輸入」「輸出」ではなく、「搬入」「搬出」という）。</li> <li>・保税検査・試験：保税検査・試験についてのポジティブリスト管理の実施を検討し、国内で加工・製造した輸出製品とその部品を国外から区内に搬入して検査・試験を行うことを支援する。この場合、「輸入制限中古機械・電気製品目録」の制限を受けない。</li> <li>・再製造：区内の企業が国外の再製造製品に対して“両頭在外”<sup>(注)</sup>の国際物流・配送業務を行うことを支持し、関連製品が国外から区内に搬入される際に中国の中古品の輸入を禁止または制限する関連措置を適用しない（注：原材料の仕入れと製品の販売をともに海外に求めるビジネスモデルのこと。加工貿易）。</li> <li>・越境電子商取引（EC）：越境EC方式による輸出商品が区内に積み戻された場合、区内の貨物と同じ倉庫で保管・仕分け・包装をしたうえで再輸出することを許可する。</li> <li>・保税訓練業務：区内の企業がフライトシミュレーターや大型医療機器などの輸入免税機器を活用して訓練業務を行うことを支援する。</li> </ul>

- ・バイオ医薬研究開発との連携：総合保税区外（以下、区外という）の対象となるバイオ医薬研究開発企業に対し、総合保税区税関の登録コードを試験的に付与する。その登録コードを持つ区外の企業に対して、輸入許可証を提示せずに国外から研究開発目的の資材を輸入することを許可し、その資材は税関の保税監督管理とし、研究開発での実際の消費量に基づいて保税の消し込みを行う。
- ・重大技術・設備・部品に対する監督管理：区内の企業がファイナンスリースに使用する重大技術・設備およびその部品<sup>(注)</sup>を輸出入する際に、区内への搬入が困難な場合、地方の税関に監督管理を委託し、企業の物流コストを下げることを許可する（注：重大技術・設備およびその部品は、政府が指定する重大技術・設備を製造するメーカーが重要部品・原材料を輸入する場合に輸入関税と輸入増徴税を免除する措置が実施されているが、その措置によって、輸入される部品と国内で製造され輸出される技術・設備を指すとみられる。現在の重大技術・設備には、船舶、航空機、半導体関連設備などが含まれている）。
- ・輸出製品の国内販売への転換：強制製品認証の対象となる輸出商品を総合保税区で国内販売に転換する場合、認証費用の減免、認証手続きを簡素化する。また、国際組織の適合性評価システムによる評価結果の採用を許可する。
- ・委託加工に対する監督管理：区内の加工・製造企業が、区外の企業からの委託加工を受け、保税原材料・部品を使用せず、かつ製品を区外に返送する場合、搬入・搬出時の許可証の申請を免除する。
- ・設備の区外への搬出手続き：区内の企業が輸入許可管理の対象となる輸入免税設備・部品を区内に搬入し、区外に搬出する場合、搬入時の状態と一致する輸入許可証を提示することで、税関での検査・引き渡しを行うことができる。区外への搬出前に輸入許可証を提出済みの設備・部品については、税関の監督管理期間満了後に搬出する際の通関申告を不要とする。

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行  
トランザクションバンキング部

項目	単位	2025年								2026年			
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	(7-9月) 4.8					(10-12月) 4.5			(1-3月) 5.0			-
固定資産投資*	前年 同期比%	3.7	2.8	1.6	0.5	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 3.8	-	1.8	1.7	▲ 1.6
第一次産業	前年 同期比%	8.4	6.5	5.6	5.5	4.6	2.9	2.7	2.3	-	17.4	15.9	10.1
第二次産業	前年 同期比%	11.4	10.2	8.9	7.6	6.3	4.8	3.9	2.5	-	5.4	5.8	2.5
第三次産業	前年 同期比%	▲ 0.4	▲ 1.1	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 7.4	-	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 4.2
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	5.8	6.8	5.7	5.2	6.5	4.9	4.8	5.2	-	6.3	5.7	4.1
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	6.4	4.8	3.7	3.4	3.0	2.9	1.3	0.9	-	2.8	1.7	0.2
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	▲ 0.1	0.1	0.0	▲ 0.4	▲ 0.3	0.2	0.7	0.8	0.2	1.3	1.0	1.2
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 3.3	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.9	▲ 1.4	▲ 0.9	0.5	2.8
輸出***	億ドル	3,161.0	3,251.8	3,217.8	3,218.1	3,285.7	3,053.5	3,303.5	3,577.8	-	6,565.8	3,210.3	3,594.4
前年 同月比%		4.8	5.8	7.2	4.4	8.3	▲ 1.1	5.9	6.6	-	21.8	2.5	14.1
輸入***	億ドル	2,128.8	2,104.1	2,235.4	2,194.8	2,381.2	2,152.8	2,186.7	2,436.4	-	4,429.6	2,699.0	2,746.2
前年 同月比%		▲ 3.4	1.1	4.1	1.3	7.4	1.0	1.9	5.7	-	19.8	27.8	25.3
貿易収支***	億ドル	1,032.2	1,147.7	982.4	1,023.3	904.5	900.7	1,116.8	1,141.4	-	2,136.2	511.3	848.2
対内直接投資 (実行ベース)* (注)	億元	3,581.9	4,232.3	4,673.4	5,065.8	5,737.5	6,219.3	6,931.8	7,476.9	920.1	1,614.5	2,496.0	2,876.9
前年 同期比%		▲ 13.2	▲ 15.2	▲ 13.4	▲ 12.7	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 7.3	▲ 10.3
外貨準備高	億ドル	32,853	33,174	32,922	33,222	33,387	33,433	33,464	33,579	33,991	34,278	33,421	34,105
都市部調査失業率	%	5.0	5.0	5.2	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2	5.3	5.4	5.2
国内自動車 販売台数	万台	268.6	290.4	259.3	285.7	322.6	332.2	342.9	327.2	234.6	180.5	289.9	252.6
前年 同月比%		11.2	13.8	14.7	16.4	14.9	8.8	3.4	▲ 6.2	▲ 3.2	▲ 15.2	▲ 0.6	▲ 2.5
購買担当者指数 (PMI)	製造業	49.5	49.7	49.3	49.4	49.8	49.0	49.2	50.1	49.3	49.0	50.4	50.3
非製造業		50.3	50.5	50.1	50.3	50.0	50.1	49.5	50.2	49.4	49.5	50.1	49.4

\* : 年初からの累計ベース。

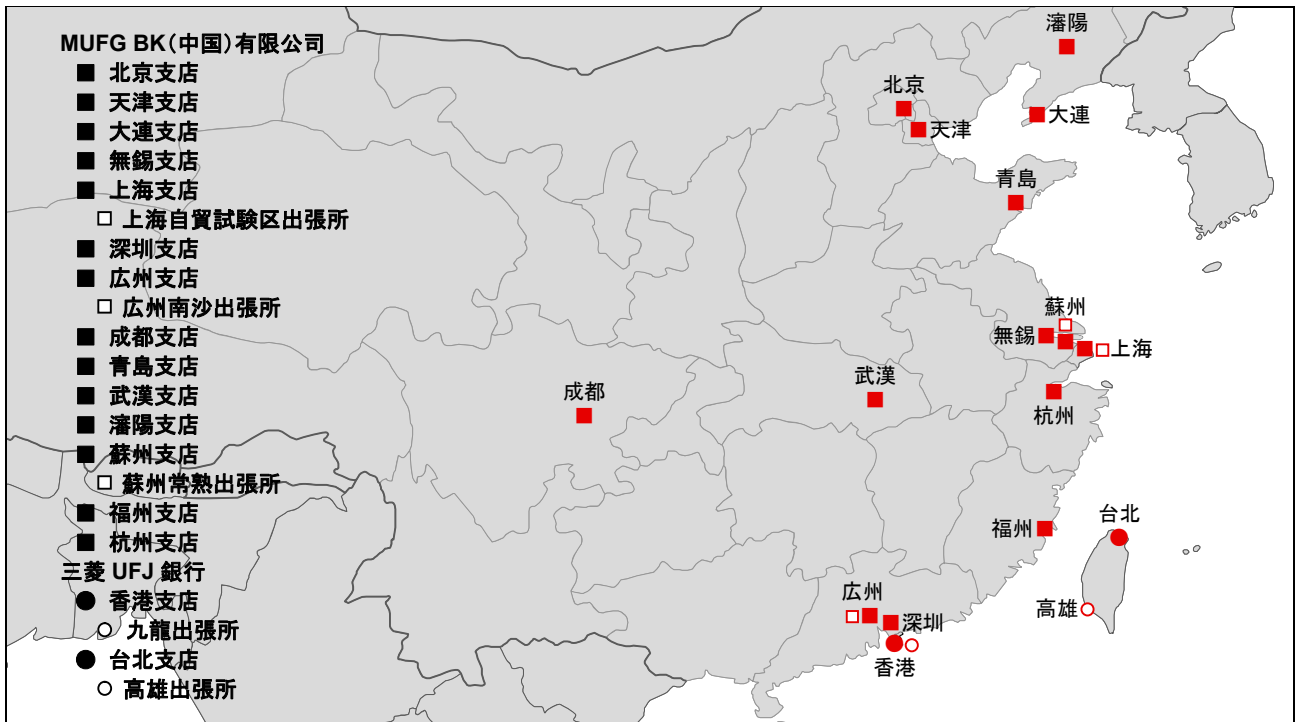
\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\* : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開發区黄浦江路289号臨湖商業中心項目弁公樓【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍出張所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高雄出張所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。